

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十三号

令和三年

十二月八日

月 曜 日

目次

規則

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第四十五号

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十一月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表に次のように加える。

みんなで作る博物館協議会

部会

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番